

防犯灯設置の補助申請事務の流れ

1 設置計画に基づき交付申請書等の提出【連区・町内会⇒市】

人権交通防犯課にご提出いただくほか郵送、Eメールでも受け付けています。

事業開始前（防犯灯設置工事前）に提出してください。

- (1) 防犯灯設置費補助金交付申請書
- (2) 防犯灯設置場所一覧表
- (3) 防犯灯設置場所略図
- (4) 工事見積書（写）（連区・町内会で業者に依頼してください）
工事内容が異なる場合（例：新設と更新を実施）は、工事見積書を内容ごとに分けてください。

※ 見積書を取った後に支払の額が増減しないよう、当初に施工業者との調整をお願いいたします。

2 交付決定通知書の送付【市⇒連区・町内会】

申請書提出から1週間ほどかかります。

3 設置工事等【連区・町内会】

- ・ 交付決定通知書が届いたら業者に依頼し工事を行う。
- ・ 工事が終わったら業者に工事代金の支払いを行う。

4 工事・支払い完了後、実績報告書等の提出【連区・町内会⇒市】

※完了後、10日以内にご提出ください。

- (1) 防犯灯設置費補助金実績報告書
- (2) 防犯灯設置費補助金請求書

※請求書の口座情報は、地域活動交付金の支払口座と同一の場合は記載不要です。

- (3) 施工業者からの領収書（写）
- (4) 工事施工前と施工後の現場がわかる写真等

※写真は、中部電力等の電柱番号が確認できるようにご用意ください。

5 補助金支払（市⇒連区・町内会）

4の提出書類を確認のうえ支払処理をし、同時に町内会へは防犯灯設置費補助金確定通知書を送付いたします。

※実績報告書提出後3週間～4週間ほどかかります。